

旅館業法営業許可 申請書類一覧

| 項目 | 備考 | |
|---|--|-------------------------|
| ① 申請書（様式第1号） | | |
| ② 旅館業営業施設の概要 | | 保健所用紙あり |
| ③ 申請者が法人であるときはその登記事項証明 | 直近3ヶ月以内に発行されたもの | 法務局で取得 |
| ④ 申請者が法人にあつては定款又は寄付行為の写し | 定款は写しの場合、原本と相違ないことを書き添え、日付けを記入の上、申請者の代表者による原本証明 | |
| ⑤ 建物等の配置図 | 縮尺、方位及び敷地の境界線を明示したもの | |
| ⑥ 各階の平面図 | 縮尺、方位並びに各室の配置、設備、用途及び面積を表示したもの | |
| ⑦ 立面図 | 色彩を明示し、かつ、全方向を明らかにしたもの | |
| ⑧ 玄関帳場等及びその周囲の鳥かん図及び写真 | 玄関帳場を設置しない場合は、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること、並びに宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備を備えていることが確認できる書面 | 玄関帳場を設けない場合の書面は保健所に様式あり |
| ⑨ 営業施設の設置場所からおおむね200m以内の見取図 | | |
| ⑩ 浴室の平面図及び浴槽の断面図 | 共同浴槽があれば、客室の浴室と共同浴室の両方 | |
| ⑪ 浴室、浴槽及びこれらの附帯設備に関する給水・給湯系統図及び循環配管系統図(消毒設備を含む) | | |
| ⑫ 申請前4週間以内に採水した水道水以外の水を使用する原水、原湯及び上がり用湯水の水質の検査の結果を証する書類 | 水道水を使用している場合であつて、貯湯槽を経由し湯水を原湯及び上がり用湯水とする場合にあつては、原湯及び上がり用湯水の検査結果 | |
| ⑬ 旅館業の開業により浴槽の運用を開始した場合は当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書 | 運用開始した日から1月内に行わなければならない3回以上の浴槽水の水質検査計画（浴槽水の水質検査の必要性は浴槽の運用形態により判断） | |
| ⑭ 消防法令適合通知書の写し | 保健所で原本確認 新築の場合消防用設備等検査済証 | 北消防署・南消防署で取得 |
| ⑮ 建築基準法の検査済証の写し | 保健所で原本確認 | 宮崎市建築行政課に相談 |
| ⑯ 管理規約等を踏まえた適正な使用権限の有無が確認できる書類 | 共同住宅や賃貸物件等を使用して申請する場合のみ必要 | |
| ⑰ 暴力団排除条項に係る申告書兼同意書 | 申請者が法人であるときは法人役員全員分 | |
| ⑱ 客室・浴室等衛生管理責任者設置（変更）届 | | |
| <p>申請手数料 22,000円 ※季節的簡易宿所の営業（8,600円）</p> | | |